

社会福祉法人みづき会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みづき会（以下「本法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費として、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。また、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、役員等への報酬等は支給しない。

(費用弁償)

第4条 本法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 役員等には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、公務のため出張したときは、その出張についての交通費として旅費を支給する。
- 3 前各項の規定により支給する旅費の額は、（別表1）費用弁償のとおりとする。

(適用除外)

第5条 この規定の費用弁償は、法人等の規定により給料、旅費等を受ける者には、重複して支給しない。

- 2 この規定の旅費の日当を受ける者には、通勤手当の日当は重複して支給しない。

(公表)

第6条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条第1項第3号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月13日理事会議決)

(別表1) 費用弁償(単位:円)

区分	鉄道賃 船賃 航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	宿泊日当及び 片道50k 以上
通勤手当	実費	40円	2,600円	—	—
旅費				研修会及び行事等に定められた額	3,500円